

いなべ市指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年 10 月 1 日より 指定給水装置工事事業者制度が 5年毎の更新制に変わりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年 10 月 1 日施行されました。

◎指定の有効期間が従来の無期限から **5年間** となりました。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H15.12.1~H19.3.31	改正法施行日の前日から 3年:令和4年9月29日まで
H19.4.1~H25.3.31	〃 4年:令和5年9月29日まで
H25.4.1~R元.9.29	〃 5年:令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、通知を予定しています。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

◎指定更新の要件は水道法第25条の2(指定の申請)に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

◎更新申請に必要な書類

- ※省令第18条に準拠
- ・様式第一号及び第二号
 - ・機械器具調書
 - ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
 - ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います(参考)

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業及び運営の基準について確認

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況(任意)
- ii. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料(参考)

- ・講習会の受講終了証
 - ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無(参考)

◇ 更新申請についてのお問合せは

いなべ市役所 北勢庁舎

水道部水道総務課 TEL:0594-72-2752